

平成24年度特定施設入居者生活介護事業者の募集に関するQ&A

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます  ツイート 2012年12月14日

募集に関する質問事項

質問内容と回答

	質問内容	回答
1	同一事業者が市内で複数の申請をする場合、減点対象となりますか。	減点対象とはなりません。なお、同一事業者が同一区内に複数申請することはできません。
2	同一事業者が介護専用型及び混合型の事業所をそれぞれ同一区内に申請することはできますか。	別のサービス種別であっても、同一事業者であることから同一区内に複数申請することはできません。
3	特定施設入居者生活介護事業者選定基準2-1「地域バランス」において、川崎市が指定した行政区以外の区に申請することは可能ですか。	特定施設入居者生活介護選定基準2-1「地域バランス」において指定された行政区以外への申請は可能ですが、当該選定基準の加点対象とはなりません。
4	特定施設入居者生活介護事業者選定基準4-2「入居時の要件」について、「自立の方も対象となっていること」とあります。介護専用型で公募を考えた場合でも、この項目は評価の対象となりますか。また、混合型の公募であれば、自立も対象と認識していますがどのようになりますか。	特定施設入居者生活介護事業者選定基準4-2「入居時の要件」について、混合型(入居時の要件として、要支援・要介護のみを対象とする混合型は除く。)の場合、加点対象となります。なお、介護専用型の場合、自立の方を入居対象としていないため、加点対象とはなりません。
5	特定施設入居者生活介護事業者選定基準2-3「交通機関の利便性」について、旅客駅(旅客が乗降するための駅。)にバス停は含まれますか。	特定施設入居者生活介護事業者選定基準2-3「交通機関の利便性」について、バス停は評価の対象になりません。利用者が外出する際に、不便が生じないような地域を望んでいることや、入居者家族等が訪問しやすい地域が望ましいことから、JR・私鉄各社の鉄道の駅の場合に評価します。
6	特定施設入居者生活介護事業所の設置に関する事業計画書の添付書類7(3)「建設工事(改築・改修工事を含む。)見積書」について、概算で算出したものでもよいですか。	特定施設入居者生活介護事業者の募集の段階では、概算で算出した見積書でも構いません。
7	特定施設入居者生活介護事業所の設置に関する事業計画書の添付書類8(1)「近隣住民に対する説明経緯を示す書類」について、どのような書類を提出すればよいですか。	特定施設入居者生活介護事業者の募集段階では、町内会長等の地域の核となる者に対して事業計画の説明を行い、その説明内容を書類にまとめてください。
8	特定施設入居者生活介護事業者選定基準3-9「避難経路」について、「居室の床との段差を5cm以下、バルコニーの幅員は1m以上とする。」とありますが、バルコニーの幅員は、壁の芯から芯で1m以上あればよいですか。	特定施設入居者生活介護事業者選定基準3-9「避難経路」に関して、避難経路として車椅子等の円滑な往来に必要な幅員を確保するために、バルコニーの有効幅員(内法)が1m以上ある場合に評価します。
9	1つの土地所有者が所有する1つの区画(物件)につき、複数の事業者が同一の区画において申請することは可能ですか。	1つの区画(物件)に複数の事業者が申請することは、事業用地の確保に支障を来すため認められません。
10	特定施設入居者生活介護事業者選定基準3-7「機能訓練室」について、「1平方メートルに入居定員を乗じて得た面積以上～」とありますが、この面積は、壁芯、内法どちらで考えればよろしいでしょうか。	特定施設入居者生活介護選定基準3-7「機能訓練室」について、「1平方メートルに入居定員を乗じて得た面積以上」を算出する場合、利用者にとって有効な面積を確保するため、内法面積で計測してください。
11	今回の応募資格として「介護保険法第70条第2項に該当しないものであること」がありますが、この点に関して書類の提出が必要でしょうか。また定まった様式がありますか。	特定施設入居者生活介護事業者の募集において、介護保険法第70条第2項に規定される欠格事項に該当しないことが応募資格の前提となっているため、該当しない旨の書類を提出する必要はありません。
12	特定施設入居者生活介護事業者選定基準3-4「居室の広さ」について、「全ての居室に収納スペースがあり～」とありますが、この収納スペースとはどのような物でしょうか。また、収納に関する寸法制限はありますか。	特定施設入居者生活介護事業者選定基準3-4「居室の広さ」について、当該基準における収納スペースとは、移動の効かない括り付けの収納を指します。したがって、可動式の収納は評価の対象となりません。また、収納の寸法につきまして、最低寸法は規定していませんが、入居者の処遇に支障がないと認められる大きさと判断される場合に評価の対象とします。
13	特定施設入居者生活介護選定基準3-9「避難経路」について、「全ての居室(2階以上の階)に面して、バルコニーが避難上有効に設けられており、且つ、当該バルコニーから地上に通ずる階段が設けられていること(居室の床との段差を5cm以下～)」とありますが、ここで示されている居室の床との段差とは、室内及び室外とも5cm以下と考えるものですか。又は室内から室外に出る箇所でも5cm以下と考えるものですか。	特定施設入居者生活介護選定基準3-9「避難経路」について、車椅子が必要な利用者等が支障なく避難できる動線を確保するために当該基準が設定されていることから、居室の床との段差とは、室内から室外へ出る箇所の段差が5cm以下の場合を指します。した

<p>例1)室内側3cm程度・室外側4cm程度の段差 例2)室内側3cm程度・室外側7cm程度の段差 例3)室内側0cm・室外側4cm程度の段差</p>	<p>がいて、例3)の場合には、評価の対象とします。</p>
<p>14 建物の1階～3階を有料老人ホーム、建物の4階部分をサービス付き高齢者向け住宅と計画し、建物1棟ごと特定施設入居者生活介護の申請を行うことは可能ですか。</p>	<p>介護付有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に該当する箇所をそれぞれ別事業所として捉えています。したがって、質問内容のケースは、同一事業者による同一区内における複数申請に該当するため、建物1棟ごと申請することは認められません。</p>
<p>15 介護付有料老人ホームと別の用途の建物(賃貸・分譲などの共同住宅)が1棟になっていることは可能ですか。この場合、介護付有料老人ホームと別の用途についてはフロア分けを行い、建物内において玄関・エレベータ等を区分すると考えます。</p>	<p>老人福祉法に規定される(介護付)有料老人ホームとそれ以外の用途が、動線を交わらせず明確に区分されている場合は、同一建物内に設置することは可能です。 【例:1階～3階/有料老人ホーム、4階/住宅の場合】 この場合、1階～3階部分のみ介護付有料老人ホームに該当するため、その部分についての有料老人ホーム設置届及び特定施設入居者生活介護の指定申請が必要になります。</p>
<p>16 特定施設入居者生活介護選定基準4-4「協力歯科医療機関」について、協力医療機関と協力歯科医療機関の両者の確約書がなければ、評価されないのでしょうか。協力歯科医療機関の確約書だけでは加点されないのでしょうか。</p>	<p>特定施設入居者生活介護選定基準4-4「協力歯科医療機関」について、協力医療機関及び協力歯科医療機関、共に確約書等で確保されていることが確認できる場合に評価の対象とします。</p>
<p>17 特定施設入居者生活介護選定基準4-3「併設サービス」において加点する際、小規模多機能型居宅介護について、どのような手続きが必要となりますか。</p>	<p>特定施設入居者生活介護選定基準4-3「併設サービス」について、特定施設入居者生活介護事業者の募集に関する申請とともに、小規模多機能型居宅介護事業者(複合型サービスを含む。)の内定申請を別途行い、内定事業者の決定通知を受ける必要があります。なお、内定申請に関するスケジュール等の詳細につきましては、介護保険課事業者指定係(044-200-2469)までお問い合わせください。</p>

このページに対してご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

いただいたご意見は、今後の当ホームページ運営の参考といたします。

確認する

お問い合わせ先

健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話:044-200-2454

ファクス:044-200-3926

メールアドレス:35kosui@city.kawasaki.jp